

広報

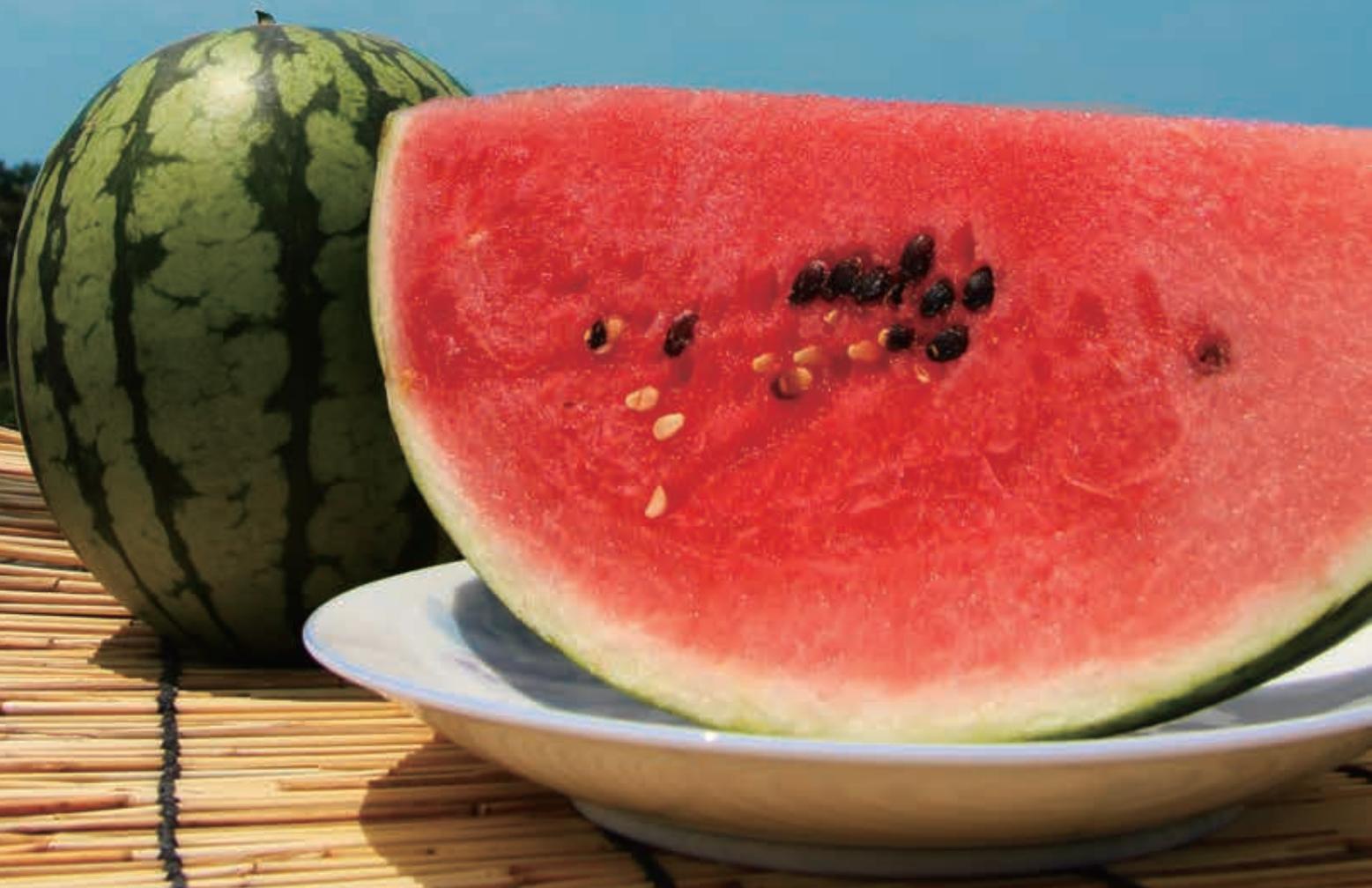
vol. 586

のき

2020
7



水と緑と人の和でうるおいのあるまち …………… 野木町



- 避難所における新型コロナウイルス感染症対策
および避難時にご留意いただきたいこと…………… 2～4
- 野木町長選挙のお知らせ…………… 6～8
- 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援…………… 24～25

避難所における新型コロナウイルス感染症対策および避難時にご留意いただきたいこと

問総務課 ☎(57)4112

今後、災害時における指定避難所の開設には、新型コロナウイルス感染症対策にも万全を期すことが必要となります。

町では、「3密」とならないよう指定避難所以外の避難所開設につきましても検討していますが、「避難」とは、「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な人は、避難せず自宅で過ごすことにより、感染のリスクを減らすことができるかもしれません。「自らの命は自らが守る」意識を持ち、災害時に取るべき行動をあらかじめ確認しましょう。

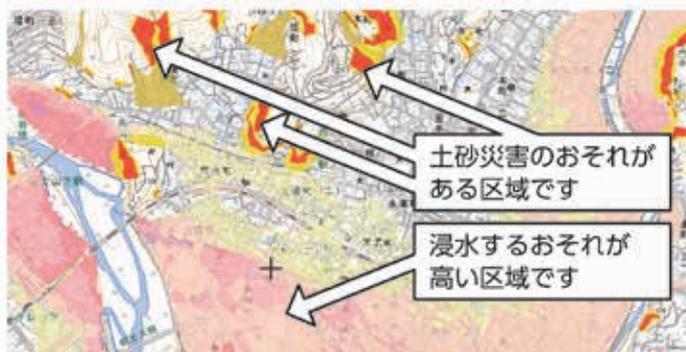
町民の皆様におかれましては、「避難行動判定フロー(右ページ)」を参考に少しでも感染のリスクを減らすためのご協力をお願いします。

◆避難について

学校の体育館や教室も開放しますが、避難所が過密状態になることを防ぐために、まず安全な親戚宅、友人宅等への早めの避難や、車中泊も有効です。

また、水害時、自宅が2階建て以上の住宅にお住いの町民の皆様におかれましては、洪水ハザードマップをご確認いただき、ご自身でご判断の上、**垂直避難**もご検討をお願いします。

ハザードマップの見方



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

水害		土砂災害	
洪水浸水想定区域 (浸水深)		土砂災害警戒区域: 土砂災害のおそれがある区域	
5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)	3~4階	土砂災害特別警戒区域: 建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域	
3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)	2階		
0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)	1階		
0.5m未満 (1階床下浸水)	1階床下		

ハザードマップホームページ

検索



◆非常持ち出し袋の準備について

町の備蓄品には限りがあるため、避難される方は可能な限り、従来の非常持ち出し品に加え、マスク(手作りマスク)、体温計、ウェットティッシュ、石鹸、ゴミ袋、ビニール手袋、アルコール消毒液等の持参をお願いします。また、垂直避難や車中泊を検討される際は、食料についても1週間程度の備蓄を心がけてください。

◆避難所でのお願い

- ・発熱や咳などの症状がある場合は、すぐに避難所スタッフへ申し出てください。
- ・頻りに手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底してください。
- ・避難所では、十分な換気の実施、スペースの確保等を行うこととしておりますので、ご協力をお願いします。

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか
確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高
い区域を着色した地図です。着色されていないところ
でも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土
地や崖のそばなどにお住いの方は、町からの
避難情報を参考に必要に応じて避難してくださ
い。

はい

災害の危険があるので、原則として、
自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう
おそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧
などの備えが十分にある場合は自宅に留まり
安全確保をすることも可能です。
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマン
ション等の上層階に住んでいる場合は自宅に
留まり安全確保をすることも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間
がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知
人宅に避難**しまし
ょう(日頃から相談し
ておきましょう)

いいえ

警戒レベル3が出たら、町が指定してい
る**指定避難所**に避難
しまし
ょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知
人宅に避難**しまし
ょう(日頃から相談し
ておきましょう)

いいえ

警戒レベル4が出たら、町が指定してい
る**指定避難所**に避難
しまし
ょう

警戒レベル3…避難準備・高齢者等避難開始の発令
警戒レベル4…避難勧告や避難指示の発令

◆避難する際には要配慮者へのご協力を

高齢者や乳幼児、身体の不自由な方、外国人の方などは、情報把握や避難活動に時間がかかるため、早めに避難していただけるよう、助け合いにご協力ください。

◎高齢者・病気の方

複数の方で協力しましょう。

緊急の際は、ロープなどを使い背負って避難しましょう。



◎身体の不自由な方

車椅子の場合は必ず3人以上で協力し、段差を上がる時は前向きに、下がる時は後ろ向きで避難しましょう。



◎目の不自由な方

「お手伝いしましょうか」などと、まず声をかけましょう。

杖を持っていない側にまわり、肘のあたりを軽く持たせて半歩前をゆっくりと歩きましょう。



◎耳の不自由な方

話すときは近くで相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきりと動かしましょう。

紙に書いたり身振りなどで情報をわかりやすく伝えましょう。



◆野木町防災たよりにご登録を！

一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づきぜひご登録ください！！

野木町では、大雨や大雪等の気象警報・特別警報や、大型の地震の震度速報、ゲリラ攻撃情報等の国民保護関係情報など、緊急性のある防災に関わる情報を登録制メール「野木町防災たより」で配信しています。

簡単に登録ができますので、皆様のご登録をお願いします。

配信する情報の種類

緊急地震速報（震度4以上）、震度速報（震度4以上）、気象警報・特別警報（暴風雪、大雨、洪水、暴風、大雪）、竜巻注意報、国民保護関係（弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報）

※震度速報については、栃木県南部が対象になっていますので、野木町で震度4以上の地震でなくても配信される場合があります。

登録方法

携帯電話で登録…右のQRコードを読み込むか、「77700003@bousai-nogi.jp」に空メールを送信し、返信メールにより会員登録をしてください。



防災行政無線テレホンサービス（自動音声応答装置）0180(99)2121

上記の番号にお電話いただくと、防災行政無線の放送内容を音声メッセージで確認できます。

日頃からご自分の避難手段や経路を考えて頂くことが大切です。

「広報のぎ8月号」では、自分自身の防災行動計画である「マイ・タイムライン」についてお知らせいたします。

7月1日よりレジ袋有料化がスタートします

令和2年7月1日から全国一律で開始されます。

経済産業省ホームページ「レジ袋削減にご協力ください」

右記のQRコードよりご覧ください。
制度概要の他、事業者向け、消費者向け、それぞれのお問い合わせ先等が掲載されています。

消費者向け相談窓口 ☎0570-080180

事業者向け相談窓口 ☎0570-000930



レジ袋の使用を減らすと、ごみの減量、地球温暖化の原因になる二酸化炭素の排出抑制、石油資源の節約になり、環境にやさしい社会づくりを進めることにつながります。

お買い物の際は、マイバッグを利用しましょう。

レジ袋を1枚使わなければ、ごみの量を10g減量、二酸化炭素排出量を61g削減、石油の量を18.3ml節約につながります。

※レジ袋を捨てる際は、プラ容器として出してください。

エコバッグを持って
街に出よう。



町民活動団体紹介 15

より良い地域づくりのため活動をしている団体を紹介します

団体名 フラワーサークル

◆活動内容

役場内花壇（公民館、正門、駐車場、玄関前）、プランター（公民館、保健センター）のお世話をし、役場にお越しの皆さんに楽しんでいただいています。

- ・花壇の年間管理（2回/月）+連絡&懇親ミーティング
- ・作業は土づくり、花苗の植え込み、雑草取り、花がら摘み等。水やりは当番制で実施。花壇のデザイン、花の選定等も、話し合いで行っています。

◆活動日 毎月第1、第3水曜日 午前9時半～正午

◆活動場所 野木町公民館

◆会員数 15名

◆連絡先 ☎090(7273)9411（真瀬）

◆ひとこと

男女・年齢・経験不問で、草花をいじるのが好きな人が集まって、無理をせず楽しく前向きに作業しています。

みなさんも楽しく、元気に町民活動に取り組んでみませんか。
ご興味のある方はボランティア支援センターきらり館まで、お気軽にお問い合わせください。

問ボランティア支援センターきらり館 ☎0280(23)1231



町民活動とは、営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて町民が主体となって行う社会貢献活動のことです。

野木町長選挙のお知らせ

投票日: 8月2日(日) 期日前投票: 7月29日(水)~8月1日(土)

- ・入場券は、圧着ハガキで世帯主様あてに郵便で届きます。(ハガキ1枚に4人分掲載されます。)
- ・お名前等をお確かめのうえ、切り取り線に沿って切って投票所にお持ちください。

問選挙管理委員会事務局 (町総務課内) ☎(57)4114 ☎(57)4190 ✉soumu@town.nogi.lg.jp

投票日時

8月2日(日) 7時~20時
《告示日 7月28日(火)》

期日前投票期間・時間・場所

7月29日(水)~8月1日(土)
8時30分~20時

期日前投票所 役場本館2階 大会議室
※エレベーターがございません。

持ってくるもの

入場券 (届いている場合)
※7月28日に発送します。法律により告示の日以後の発送となります。配達都合により、地域によって入場券の到達日に違いがありますので、ご了承願います。

投票できる方

- ・平成14年8月3日以前に生まれた方
- ・令和2年4月27日以前に野木町に住民票が作成された、または転入届をした方で、引き続き住んでいる方

投票所入場券について

入場券は、選挙のお知らせや本人確認をスムーズにするために送付するものです。入場券が届かない場合やなくした場合でも、その選挙の選挙権があり、選挙人名簿に登録されている方であれば、投票できます。名簿登録の有無は、野木町選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙公報

町長選挙の選挙公報は、新聞折込みで配布します。また、町役場、町公民館、町立図書館、野木エニスホール、老人福祉センター、きらり館、野木ホフマン館、ひまわり館、野木駅自由通路に備え付けますので、ご自由にお持ち帰りください。なお、町ホームページにも掲載します。

新型コロナウイルス感染症への対応について

投票所や開票所において、消毒液の設置や換気などの対応を行います。投票の際にはマスクの着用やせきエチケットの徹底、周りの人との距離を保った行動にご協力ください。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆期日前投票の際に提出する「宣誓書兼請求書」が「投票所入場券」と一体になりました。

期日前投票を行う際は、宣誓書兼請求書の提出が必要となります。今回から投票所入場券の裏面に「宣誓書兼請求書」を印刷しました。

あらかじめご自宅等で必要事項(氏名、生年月日、住所、期日前投票の事由(投票日当日の予定、見込み)に○を記入してからお越しいただくと受付の時間が短縮できますので、ぜひご活用ください。

※ご自分の投票所入場券であることを確認の上、ご記入ください。

・「宣誓書兼請求書」の記入方法 (投票所入場券の裏面)

宣誓書兼請求書 (期日前投票)

私は令和2年8月2日執行の野木町長選挙の 令和2年 月 日
当日、下記の事由に該当する見込みです。 ※期日前投票をする日を記入

氏名	大・昭・平 年 月 日生		
住所	野木町大字		
該当する事由の番号を○で囲んでください。			
事由	1 仕事、学業、冠婚葬祭	5 住所移転	
	2 外出、旅行、滞在	6 天災、悪天候	
	3 病気、ケガ、出産、歩行困難		

← 期日前投票をする日を記入

← 氏名、生年月日を記入

← 住所を記入

← 期日前投票の事由(番号)を○で囲む

上記の事項が事実であることを誓い、投票用紙を請求します。
野木町選挙管理委員会委員長 様

【期日前投票制度】

投票日に仕事や学校、レジャーなどで外出などのご予定がある方又は体調の具合などにより当日投票所に行けない見込みの方などは、期日前投票期間・時間内であれば、ご都合のよい日時に投票することができます。ぜひご利用ください。

◆期日前投票を利用する際は、宣誓書兼請求書の提出が必要となります。**今回から投票所入場券の裏面に「宣誓書兼請求書」を印刷しました。**あらかじめご自宅等でご記入してから期日前投票所にお越しいただくと受付時間が短縮できます。ぜひ、ご活用ください。

※「宣誓書兼請求書」は、ホームページにも掲載します。事前にダウンロードし、自筆で記入したものをお持ちいただいても結構です。また、今までどおり期日前投票所に「宣誓書兼請求書」を備え付けてあります。

◆入場券がなくても投票できます。ただし、受付時に選挙人名簿登載の有無について、本人確認をさせていただきます。

【不在者投票制度】

①名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票

遠方に滞在などしている方が、その滞在地で投票する制度です。事前に野木町選挙管理委員会(名簿登録地の選挙管理委員会)に、投票用紙などの必要な書類を請求します。後日、交付された投票用紙などを最寄りの(滞在する)市区町村の選挙管理委員会に持参し、投票します。

②指定病院等での不在者投票

病院などに入院などしている方が、入院などしている施設で投票できる制度です。投票を希望する場合は、投票用紙を病院長などに請求することができます。投票は、病院長などの管理する場所で投票します。

③郵便等による不在者投票

郵便などを利用して投票できる制度です。身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、【表1】のような障がいのある方(○印の該当者)又は介護保険の被保険者証の要介護状態が「要介護5」の方は、事前登録のうえ、自宅などで投票用紙に記入し、郵便や信書便によって投票することができます。また、【表2】のような障がいのある方(○印の該当者)で、自ら投票の記載をすることができない方は代理記載によって郵便等投票を行うことができます。

※事前登録の方法などにつきましては、町選挙管理委員会までお問い合わせください。

なお、手続きにはお時間がかかりますので、予めご承知おき願います。

【表1】

	障がい名	障がいの程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	該当なし
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○

	障がい名	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	○	○	○	該当なし
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

【表2】

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度	戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度		
		1級			特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障がい	○		上肢、視覚の障がい	○	○	○

野木町長選挙 投票所案内図

友沼小学校 | 階教室
(第1投票所)

投票区域
本新田
下影
角新田
上羽毛田
中古屋
友下 友西

松原コミュニティセンター
(第2投票所)

投票区域
松原1
松原2
松原3
松原4東のJR
宇都宮線西側
松原4西

野木会館
(第3投票所)

投票区域
野木1の1
野木1の2
野木2
ひまわり団地
野木3 野木4
野木5 野木6
野木原

野渡コミュニティセンター
(第4投票所)

投票区域
野渡1
野渡2の1
野渡2の2
野渡3 野渡4
富岡 野渡5
野渡6 狐塚1
狐塚2 陽光台

南赤塚小学校 | 階教室
(第5投票所)

投票区域
矢畑 中根 御門
座又 行家 北斗
中之内 篠山1
篠山2 中谷1
中谷2 中谷3
中谷4

野木町公民館
(第6投票所)

投票区域
丸林東上1
丸林東上2
丸林東上3
丸林東中1

新橋小学校 | 階教室
(第7投票所)

投票区域
芝山1 芝山2
新橋西1
新橋西2
新橋西3
卯ノ木1
卯ノ木2

丸林西会館
(第8投票所)

投票区域
丸林西上
丸林西中1
丸林西中2
丸林西中3
丸林西中4
丸林西下 (プレシオン)

土地区画整理記念会館
(第9投票所)

投票区域
丸林東中2
丸林東下1
丸林東下2
丸林東下3
丸林東下4
丸林東下5

老人福祉センター(ホープ館)
(第10投票所)

投票区域
新橋東1
新橋東2
新橋東3
大塚1 大塚2
ブルーミングガーデン野木
松原4東のJR
宇都宮線東側

潤島公民館
(第11投票所)

投票区域
潤島1
潤島2
潤島3
潤島4

佐川野小学校 | 階教室
(第12投票所)

投票区域
若林1 若林長野 若林西長野
佐川野上
佐川野中 佐川野西
佐川野下の1
佐川野下の2
佐川野下の3
佐川野下の4

川田集落センター
(第13投票所)

投票区域
川田1
川田2
川田3

《防災行政無線による投票日のお知らせについて》

投票日の8月2日に、投票日であることの周知と棄権防止や投票を促すため、次の時間に防災行政無線で投票日のお知らせを放送します。

- 【①午前8時00分 ・ ②午後1時00分 ・ ③午後7時00分】

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、掲載している事業・イベント等は、中止または日程が変更となる場合がありますので、開催予定について各問合せ先へ事前にご確認ください。よろしくお願いいたします。

2020
7

町からのお知らせ

(野木町役場) 0280(57)4111代表 〈野木町公式ホームページ〉 <http://www.town.nogi.lg.jp/>

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土・日曜日、祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分
(「としょかん」「こどもひろば」「生涯学習」「スポーツ」「野木ホフマン館」「エニスホール」を除く)

今月の納期 【固定資産税】 第2期 【介護保険料】 第1期
【国民健康保険税】 第1期 【後期高齢者医療保険料】 第1期

業務再開のお知らせ

5月1日(金)から新型コロナウイルス感染拡大を防止するため休止しておりました下記の業務を、7月1日(水)から再開します。

・延長窓口業務

※マイナンバーカード日曜交付は、国のメンテナンス作業の都合により、8月から再開します。

問住民課 ☎ (57)4126

マイナンバーカードの有効期限をご確認ください

マイナンバーカードを20歳未満で作成した方や、カードに電子証明書を搭載された方は、発行日から5回目の誕生日で有効期限が終了します。

有効期限満了が近い方で引き続きご利用を希望される方は、住民課窓口にて更新手続きをしてください。更新手続きは有効期限の3か月前から行うことができます。更新対象の方には、有効期限の約3か月前にJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)から更新手続きの通知書が送付されます。

なお、カードの期限はカードの券面、電子証明書の期限は券面又はカード交付時にお渡しする電子証明書の写しでご確認ください。

問住民課 ☎ (57)4126

マイナンバーカード交付等の一部業務停止

㊦ 7月1日(水)※翌日7月2日(木)からは通常どおり

【停止理由】 ネットワーク通信機器改修のため

【停止となる業務】

- ・マイナンバーカードの交付等
- ・広域交付住民票(野木町外の住民票)の発行
- ・住民基本台帳カード及びマイナンバーカードによる特例転入 など

問住民課 ☎ (57)4126

マイナンバーカードが保険証として利用できるようになります

令和3年3月(予定)から国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証として利用できます。(利用には事前の登録が必要です。登録の申込はマイナポータルで行います。)

【保険証として利用できる「6つ」のメリット】

①保険証としてずっと使えるようになります！
マイナンバーカードを使えば、引越しをしても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。

②医療保険の資格確認がスピーディになります！
カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

③窓口への書類の持参が不要になります！
オンラインによる医療保険資格の確認により、『限度額適用認定証』や『限度額適用・標準負担額減額認定証』の持参が不要になります。

④健康管理や医療の質が向上します！
マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定検診情報を確認できるようになります(令和3年秋頃予定)。患者の同意のもと、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定検診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。

⑤医療保険の事務コストの削減につながります！
医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。

⑥医療費控除もカードで便利になります！
マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(来年秋頃予定)。確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続きできるようになります。

※マイナンバーについてのお問合せは、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)までお願いします。

問住民課 ☎ (57)4136

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、本年7月31日までです。

8月から使用する保険証は、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します。

8月1日以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口に提示してください。

※現在お使いの保険証は、8月1日以降に町住民課まで返却していただきますようお願いいたします。
問住民課 ☎ (57)4136

国民健康保険被保険者証と高齢受給者証が更新されます

8月1日に国民健康保険被保険者証と高齢受給者証(70歳以上の方)が更新されます。有効期限は、令和3年7月31日までとなります。

被保険者証は世帯主宛に一人一枚送付されます。発送は7月下旬を予定しておりますが、月末になっても届かない場合は、住民課保健医療係にお問合せください。

※下記のとときは、必ず14日以内に届出をお願いいたします。

国保に入るとき	他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書、印鑑
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	被保険者証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の被保険者証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
その他	町内で住所が変わったとき	被保険者証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき	
	就学のため別に住所を定めるとき	被保険者証、在学証明書、他市町村住民票、印鑑

問住民課 ☎ (57)4136

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金

被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。

※支給を受けるためには、申請が必要です。申請を希望する方は、必ず事前に電話でお問合せください。

【支給要件】

対象者①～③の全てに該当する方

- ①野木町国民健康保険又は栃木県後期高齢者医療制度の加入者で、新型コロナウイルスに感染又は発熱等の症状があり感染が疑われる方
- ②お勤め先から給与の支払いを受けている方で、感染又は感染の疑いにより労務に服することができず、その期間が3日間を超える方
- ③労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない方

【支給期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

【支給額】

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数(支給対象となる日数)

【対象期間】

令和2年1月1日～9月30日の間で労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

問住民課 ☎ (57)4136



ゆ〜らんど(野木町健康センター) お知らせ

住所 野木町南赤塚1514
電話 0280(57)0755
指定管理者 宮ビルサービス(株)
休館日 火曜日

★7月のお風呂 温泉…(男女露天風呂) 11日(土)・12日(日)・25日(土)・26日(日)《西那須野温泉大鷹の湯》
※開館時間 10時～20時 ※酒類の持ち込み禁止 ※ゆ〜らんどに入館する際に入場料が必要になります。
※都合により変更、臨時休館になる場合がございます。詳しくはお問い合わせください。

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当の受給者を対象に臨時特別給付金を支給します。

【支給対象者】

令和2年4月分の児童手当受給者
 ※令和2年3月分の児童手当が支給された新高校1年生の児童も対象
 ※特例給付の受給者の方(児童手当の所得制限を超過し、児童1人につき月額5,000円を受給している受給者)を除く。

【給付金の額】

対象児童1人につき1万円

【申請方法】

公務員以外の支給対象者の方については、申請手続きは不要です。

6月中旬に支給のお知らせ文書を送付したうえで、7月10日(金)に児童手当の登録口座に振込みます。

公務員の方については、所属長を通じて案内がありますので、所属長の証明を受けたうえで、申請してください。(郵送可)

【受付期限】

9月30日(水) 必着

【郵送先】

〒329-0195(住所不要)

町民生活部住民課給付・年金係

問住民課 ☎ (57)4141

児童扶養手当臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社会生活及び経済的な影響を受けやすい子育て世帯を支援するため、町独自の支援策として、児童扶養手当を受給されている方に臨時給付金を交付します。

【支給対象者】

令和2年3月分(5月支給)の児童扶養手当の受給者(他に条件あり)

【給付金の額】

受給者1人につき1万円

【申請方法】

申請手続きは不要です。

※詳細については、6月中旬に対象者の方へ送付した支給のお知らせ文書をご確認ください。

問住民課 ☎ (57)4141

野木町職員採用試験 (令和3年4月採用予定)

【職種・受験資格及び採用予定人数】

職種	受験資格	採用 予定 人数
一般事務	令和3年3月31日現在、学校教育法に基づく大学・短大・高等専門学校・高等学校・専門学校卒業見込みまたは卒業で、平成4年4月2日以降に生まれた方	3名程度
一般事務 (身体障害者)	令和3年3月31日現在、学校教育法に基づく大学・短大・高等専門学校・高等学校・専門学校卒業見込みまたは卒業で、昭和60年4月2日以降に生まれた方 (1) 視覚障害者、聴覚障害者、音声・言語障害者、内部障害者または肢体不自由者で身体障害者手帳の交付を受けている方 (2) 視覚、聴覚障害者については、補正器具等の使用により電話や窓口の応対等の通常業務に対応できる方 (3) 活字印刷文(文字の大きさは、10.5ポイント程度)による出題に対応できる方	1名程度
保健師	保健師の資格を有し、保健師免許証の交付を受けている方又は令和3年3月31日までに保健師の資格を取得し、保健師免許証の交付を受ける見込みの方で、昭和60年4月2日以降に生まれた方	1名程度
土木技術職	令和3年3月31日現在、学校教育法に基づく大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・専門学校卒業見込みまたは卒業で、土木に関する課程を修めた方、または修める見込みの方で、昭和60年4月2日以降に生まれた方	1名程度

【第1次試験】 令和2年9月20日(日)

【試験会場】 白鷗大学・本キャンパス

【試験方法】 筆記試験

【募集要項】 7月6日(月)から総務課で配布します。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。

【受付期間】 7月6日(月)～8月7日(金)

〈来庁〉8時30分～17時15分

※土日祝日を除く

〈郵送〉8月7日の消印有効

【採用予定日】 令和3年4月1日

【申込・問合せ先】 〒329-0195(住所不要)

総合政策部総務課人事給与係

☎0280(57)4158

野木町安全・安心見守りネットワーク事業に登録しませんか

地域の皆さんと協力して見守りが必要な方々が住みなれた地域で安心して生活ができるように、さりげない見守りや、ちょっとした気づきを通して、地域に安心の輪を広げるネットワークづくりに取り組んでいます。

地域には高齢の一人暮らし・高齢者世帯・要介護の方・障がいのある方など日常の見守りが必要な方や、災害時に支援が必要な方が暮らしています。

随時、要配慮者(見守られる方)または協力員(見守る方)の登録を受け付けています。

【3つのポイント(具体的事例)】

- ①声かけ、訪問による日常の安否確認
 - ・郵便物や新聞がポストにたまっている
 - ・何日も同じ洗濯物が干してある
 - ・いつもの時間に雨戸が開かない
 - ・最近、外出している姿を見ない
 - ②異変を発見した場合の必要な支援(町に連絡)
 - ・不自然な服装(パジャマや季節に合わない服装など)をしている
 - ・帰り道がわからなくなっている様子で、うろろしている
 - ③災害時の支援(避難誘導支援)
 - ※緊急性のある場合には、救急・警察への通報が優先されます
- 要配慮者(見守られる方)または協力員(見守る方)のご登録は問合せ先まで
 問健康福祉課 ☎ (57)4196

ひまわり館 子育てサロン

子育てに関するテーマをもとに、相談や保護者同士の交流の場として、誰でも気軽に利用できます。どうぞ気分転換もかねてお立ち寄りください。※詳細については、毎月の広報でお知らせします。※日程や内容は、悪天候や講師の都合により変更になる場合がございます。

変更の際は、町ホームページ等でお知らせします。

日 7月21日(火)10時~11時30分

所 ひまわり館 キッズルーム

容 講話：子どもの体調管理について

親子製作：夏の製作

料 無料 **申** 不要

問ひまわり館 ☎ (33)6878

介護保険負担限度額の申請について

介護保険施設に入所(短期入所サービス利用を含む)すると、介護サービス費用の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)を負担するほかに、居住費・食費を負担することになります。ただし、所得の低い方の居住費・食費については負担の上限額(負担限度額)が定められ、費用負担が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。

【対象者】

次の①~③をすべて満たす方が対象となります。

- ①要介護(要支援)認定を受けており、ご利用者が所属する世帯全員が町民税非課税の方
- ②配偶者が町民税非課税の方(世帯が同じかどうかは問わない)
- ③預貯金等の金額が次の基準額を超えない方
 - ・配偶者のいる方…合計2,000万円
 - ・配偶者のいない方…合計1,000万円

【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・同意書
- ・本人と配偶者の印鑑
- ・本人と配偶者の預貯金口座残高の写し
- ※銀行名・支店名・口座番号・名義人と最終の残高(申請日より2か月以内に記帳されたもの)が分かるようにお願いします。
- ・その他投資信託・有価証券等がある場合には、証券会社や銀行の口座残高の写し
- ・負債がある場合は借用証明書の写し(預貯金額等から差し引きます)
- ・金融機関への照会に対する同意書に本人と配偶者の署名・捺印をいただきます。
- ※配偶者がいない場合は、添付書類はご本人のみとなります。

【留意点】

- ・申請書類に不備があると受付ができませんので、書類をよく確認して申請をしてください。
- ・認定期間は申請のあった月の初日から翌年(1月以降の申請は同年)7月31日までです。
- ・前年度の所得が未申告の方は税務課にて申告を済ませてから申請をしてください。
- ・前年度の所得には、課税年金(老齢年金など)の他、非課税年金(遺族年金と障害年金)の収入も含めて判定することになります。

問健康福祉課 ☎ (57)4173

英語検定料助成金

野木町立小中学校に在籍している児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英語検定3級を受験する検定料の助成を行っています。

ぜひ、この機会に英語検定3級を受験してみませんか。

【助成金額】

令和2年度に受験した3級の検定料の2分の1

【申請期限】

令和3年2月26日(金)

【提出先】

こども教育課まで

※申請方法や申請書、その他、詳細については、町ホームページをご覧ください。

問こども教育課 ☎ (57)4182

いじめ・不登校等相談窓口

令和元年度より、野木町教育委員会内に「いじめ相談窓口」を設置しています。

今年度は、「いじめ・不登校等相談窓口」と名称を改め開設いたします。電話・来所またはメールにてご相談ください。秘密は絶対守ります。

【電話相談】

0280(57)4182・4183

【来所相談】

〈受付場所〉 役場別館

〈受付時間〉 月～金 8時30分～17時15分
土日祝日 受付なし

【メール相談】

kodomokyoku01@town.nogi.lg.jp

〈受付時間〉 24時間

問こども教育課 ☎ (57)4182

のぎ水辺の楽校 外来植物等除去活動

のぎ水辺の楽校の外来植物等除去活動にご協力いただける方を募集いたします。

☎ 7月11日(土) 7時30分～8時30分

受付7時～(小雨決行)

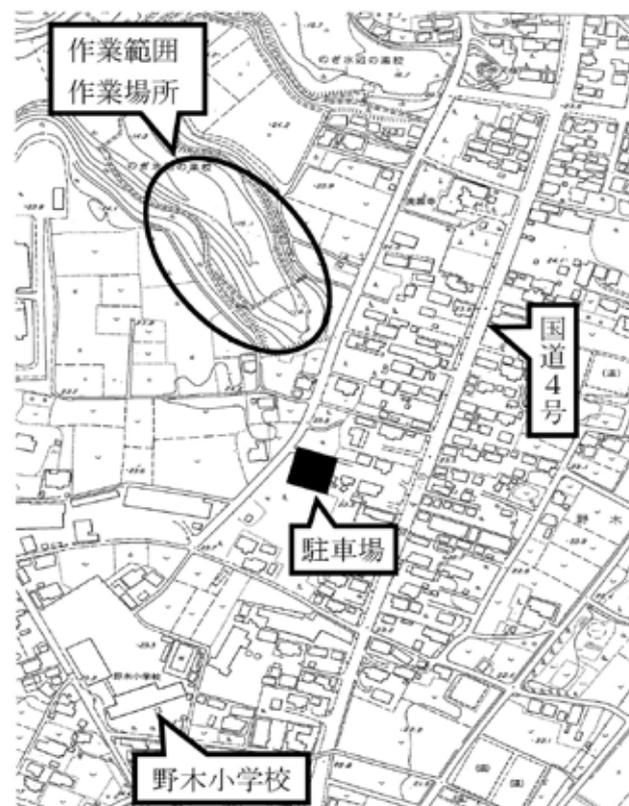
☞ のぎ水辺の楽校(清水谷)

【駐車場】

はくうんの木公園駐車場他。当日は看板を目印にしてください。

【協力】

のぎ水辺の楽校応援倶楽部



問産業課 ☎ (57)4153

広 告

「広報のぎ」に掲載する有料広告を募集します

モノクロ1段枠(横175mm×縦40mm) 16,000円/月 ※この記事のサイズが「1段枠」です。

モノクロ半段枠(横85mm×縦40mm) 8,000円/月

※審査の結果、掲載できない場合があります

※詳しいことはお問い合わせください

問総務課 ☎ (57)4134

野木町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金について

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、栃木県の要請に応じて休業した施設を有する事業者に対して栃木県が支給する協力金に加算する形で、町独自の協力金を支給します。

【支給額】

1 事業者あたり10万円

【申請要件】

野木町協力金の支給対象となる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給を受けていること。
- ② 町内に本社又は本店を有していること。

【申請受付期間】

9月30日(水)まで【当日消印有効】

【申請方法】

次に掲げる「申請に必要な書類」を作成し、郵送又は産業課へ持参する。

1. 申請に必要な書類等の入手方法

町ホームページでダウンロードできるほか、町産業課と町商工会の窓口でも配布しています。

2. 申請に必要な書類

- ① 野木町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給申請書【様式第1号】
- ② 栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給決定通知書の写し
- ③ 野木町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給請求書【様式第2号】
- ④ 本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードのいずれか1つ。法人の場合は代表者のもの。)の写し

3. 申請受付方法

〈郵送の場合〉

申請書類を次の宛先へ郵送してください。
〒329-0195 野木町大字丸林571番地
野木町役場産業課 野木町協力金担当宛

〈持参の場合〉

申請書類を役場産業課へ持参してください。

※3密(密閉・密集・密接)を回避するため、原則として郵送での申請にご理解・ご協力くださるようお願いいたします。

【その他】

該当しない事実や不正等が発覚した場合には、野木町協力金を返還していただきます。

問産業課 ☎ (57)4153

「定住促進補助金」のご案内

平成27年4月1日～令和2年3月31日に取得された住宅に対して交付しておりました補助金を令和2年4月1日～令和7年3月31日に取得される住宅に対しても助成いたします。

※該当対象要件に一部変更がありますのでご注意ください。

※令和2年3月31日まで住宅を取得された方については、変更前の要件及び補助額となります。

【対象】

- ・令和2年4月1日～令和7年3月31日に取得された住宅(ただし、建て替えにより取得した住宅は除く)
- ・取得した住宅が建築基準法及び都市計画法の規定に適合していること

【要件】

- ・住宅を取得した時点で40歳以下の方
- ・転入又は転居により新たに専用住宅、併用住宅又はマンション等の区分所有建物を取得する方
- ・住宅を取得し、取得から1年以内に入居し、かつその住宅に5年以上定住することを誓約した方
- ・入居する世帯員(生計同一者)が2名以上の方
- ・取得した住宅が共有名義であるときは、その代表の方
- ・世帯員に町税等の滞納がない方
また、転入者は前住所地の市区町村税等の滞納がない方

【基本額】

新築住宅：10万円、中古住宅：10万円

【加算額】

- ・申請者が転入者の場合：2万円加算
- ※再転入者は転出から1年以上経過していること
- ・18歳までのお子様がいる場合：3万円加算

【補助金の申請方法と添付書類】

住宅を取得してから1年以内に、補助金交付申請書及び次の書類を提出してください。

- ① 世帯全員が記載されている住民票謄本(続柄記載)
- ② 定住誓約書
- ③ 建物登記簿の全部事項証明書の写し
- ④ 建物の平面図(間取図)及び住宅までの案内図
- ⑤ 町外からの転入者については、直近の住所地での完納証明書等(市区町村税等の滞納がないことを証明できる書類)
- ⑥ 登記の遅延(取得から登記までが年度をまたぎ、申請要件が変わる場合など)にあっては、物件の取得を確認できる書類

問未来開発課 ☎ (57)4178

不動産無料相談会のお知らせ

不動産に関するさまざまな事柄についてのお悩みや疑問についての相談会を開催します。

事前予約制となりますので、相談の際はご予約の上、お越しください。

- 📅 8月14日(金) ① 9時～10時
 ② 10時～11時
 ③ 11時～12時

📍 役場本館 2階大会議室

👤 町在住者 📅 先着3組(※各回1組)

【相談員】

栃木県宅地建物取引業協会県南支部理事
 問未来開発課 ☎ (57)4178

男女共同参画標語を募集します

「男女共同参画社会」の早期実現を図るため、町民の皆様から標語を募集します。

👤 高校生以上の町内在住・在勤者

【テーマ】

「男女共同参画」

【募集期間】

7月1日(水)～9月30日(水)必着

【応募方法】

応募用紙に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、FAX、メールにより生活環境課までご応募ください。

※1人につき1点の応募とします。

※未発表の作品に限ります。

【表彰等】

優秀作品については記念品を贈呈し、町広報・ホームページ等で公表します。

【その他】

提出方法についての詳細は、応募用紙をご覧ください。

応募用紙は町ホームページからダウンロードまたは生活環境課窓口まで。

「男女共同参画社会」とは？

「男女が対等な立場で、自分の意思によって社会の様々な分野における活動に参画することができ、男女が共に責任を分かち合いながら政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けられる社会」のことを言います。

問生活環境課 ☎ (57)4132

公益財団法人とちぎ建設技術センターからののお知らせ

○令和2年度下水道排水設備工事責任技術者更新講習会

👤 現在この資格を有し、有効期限が令和3年3月31日までの方。または、有効期限が令和2年3月31日で切れ、現在資格が失効している方。

📅・📍 下表参照(時間…14時～16時)

回	開催日	場所
1	10月6日(火)	栃木市岩舟文化会館 (栃木市岩舟町静2303)
2	10月20日(火)	那須野が原ハーモニーホール (大田原市本町1-2703-6)
3	11月5日(木)	宇都宮市立南図書館 (宇都宮市雀宮町56-1)
4	11月15日(日)	宇都宮市立南図書館 (宇都宮市雀宮町56-1)

📅 7月1日(水)～31日(金)問合せ先へ

※当日消印有効

【その他】

更新講習会の申込書類は、公益財団法人とちぎ建設技術センターから本人あてに6月下旬に送付します。

○令和2年度下水道排水設備工事責任技術者試験講習会及び模擬試験

📅 9月29日(火)10時～17時

📍 コンセーレ(宇都宮市駒生1-1-6)

📅 8月3日(月)～8月31日(月)問合せ先へ

※当日消印有効

※申込書類は、6月下旬から公益財団法人とちぎ建設技術センター及び町上下水道課で配布します。

※受験資格については、試験案内をご覧ください。

○令和2年度下水道排水設備工事責任技術者試験

📅 10月27日(火)14時～16時

📍 コンセーレ(宇都宮市駒生1-1-6)

📅 8月3日(月)～31日(月)問合せ先へ

※当日消印有効

※申込書類は、6月下旬から公益財団法人とちぎ建設技術センター及び町上下水道課で配布します。

※受験資格については、試験案内をご覧ください。

問公益財団法人とちぎ建設技術センター

☎ 028(626)3187

栃木県宇都宮市竹林町1030-2

シルバー人材センターからのお知らせ

当センター会員は平均年齢70歳を超えており、80代の方も数多くお仕事をされ活躍しています。働いて輝いて健康に、そんな私たちの仲間になりませんか！

屋内清掃希望の方、大歓迎です。女性会員の入会もお待ちしております！

【入会説明会の開催について】※筆記用具持参

日 7月9日(木)14時～15時30分

所 シルバー人材センター (ホープ館南側)

対 60歳以上で野木町に在住のかた

【今月の刃物研ぎ開催日】

日 7月17日(金)10時～15時開催 費 300円～

問 (公社)野木町シルバー人材センター

☎ (56)2137

預けて安心!自筆証書遺言書の保管制度を開始します

令和2年7月10日から、全国の法務局(栃木県内においては、宇都宮地方法務局供託課(本局)、日光支局、真岡支局、大田原支局、栃木支局及び足利支局)において、自筆証書遺言書をお預かりする「自筆証書遺言書の保管制度」が始まります。

なお、この制度を利用するには、予約の上、遺言者ご本人が法務局に来庁していただく必要があります。

また、従来どおり自筆証書遺言書を自ら保管することもできますし、公証役場における公正証書遺言を作成することもできますので、それぞれの特徴を踏まえてご判断ください。詳細は以下でご確認ください。

①法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

※「法務省 遺言書保管」で検索

②パンフレット

宇都宮地方法務局供託課及び支局・出張所窓口で配布しています。

問 宇都宮地方法務局 ☎028(623)0923

県南産業技術専門校 技能講習の開催

【研削砥石取り替え業務特別教育②】

日 8月3日(月)～4日(火)8時30分～17時30分

定 10名 費 3,580円

【3次元機械CAD】

日 8月5日(水)～7日(金)9時～16時

定 5名 費 3,580円

【ガス溶接技能講習①】

日 8月19日(水)～20日(木)9時～17時

定 20名 費 5,040円

【第1種電気工事士筆記試験準備講習】

日 9月8日(火)～10日(木)9時～16時

定 10名 費 3,580円

【表計算データ処理(Excel2019応用編)】

日 9月10日(木)～11日(金)9時～16時

定 14名 費 3,580円

【第2種電気工事士筆記試験準備講習②】

日 9月15日(火)～17日(木)9時～16時

定 10名 費 3,580円

※申込締切は各講習会開催日の10日前

(定員になり次第締切)

問 栃木県立県南産業技術専門校

☎0284(91)0803

平成31(令和元)年中に家屋を 取得された方へ

7月は、平成31(令和元)年中に新築、増築及び改築により家屋を取得された方に、不動産取得税が課税されます。

納税通知書がお手元に届いた方は、納期限7月31日(金)までに、最寄りの金融機関又は県税事務所窓口等にて納税してください。

ご不明な点につきましては、栃木県税事務所不動産取得税担当にお問合せください。

問 栃木県税事務所 ☎0282(23)3413

人権標語

手をにぎれば 一人じゃない 一つの輪

野木第二中学校 飯島 沙彩

(令和2年度人権啓発カレンダー掲載作品審査会での優秀作品から選出したものです)



野木エニスホール

問野木エニスホール ☎ (57)2000
○お問合せは、火曜日を除く8時30分～17時



貸館受付のお知らせ

7月1日(水)より通常の貸館受付に戻ります。

所会議室

【町内】9時～

大・小ホール 令和3年8月分
その他の施設 令和2年11月分

【町外】10時～

大・小ホール 令和3年7月分
その他の施設 令和2年10月分



74回栃木県芸術祭美術展 イベント参加者を募集します

①工芸部門 「伏せて描く(書く)陶板蠟抜き体験」

日10月4日(日)10時～12時

所栃木県立美術館 普及分館

定先着20名 対小学生以上

¥800円

②洋画部門 「面白名画鑑賞」

日10月10日(土)10時～12時

所栃木県立美術館 普及分館

定先着20名 対小学生以上

¥500円

③書道部門 「かなの書を学ぶ」

日10月31日(土)10時～12時

所とちぎボランティアNPOセンターぽ・ぽ・ら

定先着20名 対高校生以上

¥500円

④日本画部門 「『鳥獣戯画』模写」

日11月7日(土)13時30分～16時

所とちぎボランティアNPOセンターぽ・ぽ・ら

定先着20名 対中学生以上

¥1,000円

※各イベントの参加には事前申込が必要です。

申込については下記問合せ先へご連絡ください。

問栃木県文化協会事務局 ☎028(643)5288



としょかん

問町立図書館 ☎ (57)2811

○開館時間は、9時30分～18時

貸出カードは3年毎に更新が必要です。更新の際は身分証明書の呈示をお願いいたします。(更新時期になりましたら、カウンターでお知らせいたします。なお、カードはそのまま使用します。)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、野木町立図書館の7月のイベントは全て中止といたします。



移動図書館巡回日程

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、7月の移動図書館は全て中止といたします。

※新着図書案内は、図書館内に掲示してあります。
図書館ホームページ(資料検索→新着資料検索)でも確認できます。



こどもひろば

【7月の休館日】 1日(水)、23日(木)、24日(金)

●あかつか児童センター

問 ☎ (54)1440

❖【幼児クラブ】よちよちカフェ 各回10時30分～11時30分

日 7月 9日(木) 赤ちゃん体操と制作
16日(木) 赤ちゃん体操と制作

対 0～1歳児と保護者

❖【幼児クラブ】ひよこぐみ 各回10時30分～11時30分

日 7月 7日(火) 七夕制作
21日(火) リトミック

対 0～2歳児と保護者



❖【幼児クラブ】ちゅーりっぷぐみ 各回10時30分～11時30分

日 7月 6日(月) 七夕制作
17日(金) リトミック

対 3～5歳児と保護者



❖げんキッズ～ゆうえんちであそぼう!(親子でゲームと制作)～

日 7月18日(土) 10時30分～11時30分

対 4歳以上の幼児と保護者



❖楽しくバスケット～ボールを使った練習～

日 7月12日(日) 11時～12時

対 小学生



❖ウォーターバトル

日 7月19日(日) 11時～12時

対 小学生

❖楽しくスタディー

日 7月25日(土)、26日(日) 16時～17時

対 小学生

❖キッズシアター

日 7月31日(金) 16時～17時

対 小学生

※掲載のイベントは、申込みが必要です。(先着順)

申込みは7月4日(土)から受付になります。

●新橋児童館

問 ☎ (57)9155

❖七夕ウィーク

日 7月7日(火)まで終日

対 全利用者

❖乳児ぴよぴよ組 各回10時30分～11時30分

日 7月 6日(月) ベビーリトミック
13日(月) ベビーピクス(ベビマ&体操)

対 乳児(0歳)と保護者 ※人数制限あり要予約

【持ち物】(13日)動きやすい服装、飲み物、バスタオル

❖幼児うさぎ組 各回10時30分～11時30分

日 7月 8日(水) お店屋さんごっこ

15日(水) 粘土遊び

対 幼児(1歳～6歳)と保護者 ※人数制限あり要予約

❖お誕生会(6・7月生まれ)

日 7月10日(金) 10時30分～11時30分

対 誕生月の親子のみ ※要予約

❖Enjoy English「ほしがいっぱい」

日 7月14日(火) 10時30分～11時30分

対 幼児(1歳～6歳)と保護者 ※人数制限あり要予約



❖English Club「園児のための英語」

日 7月14日(火) 15時30分～16時30分

対 幼児(3歳～6歳)と保護者 ※人数制限あり要予約

❖からだ動かそ! 「しゃぼん玉」

日 7月19日(日) 14時～15時

対 小学生 ※人数制限あり要予約

【持ち物】飲み物

❖レッツ!ダンス

日 7月30日(木) 10時30分～11時30分

対 幼児(1歳～6歳)と保護者 ※人数制限あり要予約

【持ち物】動きやすい服装、飲み物

❖ウォーターバトル

日 8月1日(土) 14時～15時

対 小学生 ※人数制限あり要予約

【持ち物】着替え、タオル、飲み物

❖昔あそび

日 8月3日(月) 10時30分～11時30分

14時～15時

対 小学生 ※人数制限あり要予約

※予約はすべて7月3日(金)からになります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、イベントを中止させていただく可能性があります。詳しくは問合せ先まで。
※申込みのあるイベントは、電話申込みも可能となっております。定員になり次第、締め切らせていただきます。
※この他にも、年齢に合わせたイベントを行っております。詳細は、野木町ホームページ又はおたよりをご覧ください。
※料金・申込方法などの記載が無いものは、無料および申込不要です。

相談コーナー

名称	日時	場所等	内容・対象	相談員	問い合わせ先
総合相談	月～土曜日 8時30分～17時15分	ひまわり館 (町総合サポートセンター)	健康・福祉及び子育てなど	社会福祉士 保健師 保育士	ひまわり館 (町総合サポートセンター) ☎(33)6878
心配ごと相談	7月1日(水) 10時～12時	ホープ館 (町老人福祉センター)	日頃の悩みなど日常生活について	民生児童委員 保護司 人権擁護委員	町社会福祉協議会 ☎(57)3100
野木町地域包括支援センター	月～金曜日 8時30分～17時15分 (緊急時は上記以外でも)	【本センター】 ひまわり館 (町総合サポートセンター) 【サブセンター】 ホープ館(町老人福祉センター)内	高齢者についての介護相談・総合的な相談	保健師 社会福祉士 介護支援専門員	本センター ☎(57)2400 サブセンター ☎(23)2200
こころの相談	7月27日(月)(要予約) 10時～12時	町保健センター	メンタルヘルス相談	心理士	健康福祉課 ☎(57)4171
よりそいホットライン	24時間いつでも	電話相談 ☎0120(279)338	生活の困窮、心の悩み、暴力被害、仕事、自殺念慮などの幅広い悩み	相談員	一般社団法人社会的包摂サポートセンター ✉ admin@279338.jp
いのちの電話	365日24時間 (毎月10日はフリーダイヤル実施日)	【電話相談】 ○365日24時間 ☎028(643)7830 ○毎月10日(フリーダイヤル実施日) ☎0120(783)556	自殺予防相談	相談員	栃木いのちの電話事務局 ☎028(622)7970
子育てサロン	7月20日(月) 10時～12時	新橋児童館	子育てについて	児童館職員、子育てサロンボランティアえくぼ	新橋児童館 ☎(57)9155
	7月13日(月) 10時～12時	あかつか児童センター	子育てについて	センター職員、子育てサロンボランティアえくぼ	あかつか児童センター ☎(54)1440
健康相談	毎週水曜日(要予約) 午前中	町保健センター	健診結果や健康について	保健師 栄養士	健康福祉課 ☎(57)4171
幼児ことばの教室	月～金曜日(祝日を除く) 9時～12時、13時～17時	幼児ことばの教室 (ひまわり館) (窓口:こども教育課)	ことばの発音で気になる事など	言語聴覚士	幼児ことばの教室 ☎(57)4209
教育相談	月～金曜日(祝日を除く) 9時～12時、13時～17時	こども教育課	児童生徒・保護者の方の悩み、教育に関する相談	相談員	こども教育課 ☎(57)4209
あすなる教育相談	月～金曜日(祝日を除く) 9時～12時、13時～15時	あすなる教室相談室 (町武道館裏)	不登校に関する相談	相談員	あすなる教育相談室 ☎(57)4189
野木町障がい者虐待防止センター	(来所)月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分 (電話)随時	○来所 町保健センター ○電話相談 (平日)(57)4196 (休日・夜間) 090(3246)2260	障がい者の虐待についての相談・通報	町職員	健康福祉課 ☎(57)4196
障がい者相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	ひまわり館 (町総合サポートセンター)	障がいのある方、発達に障がいのあるお子さんとその家族など	相談支援専門員	ライフサポートセンターゆめ ☎(33)6951
	月～金曜日 10時～17時	NPO 法人みらい (丸林 371-12)	障がいのある方、発達に障がいのあるお子さんとその家族など	相談支援専門員	NPO 法人みらい ☎(57)2673
パソコンサロン	7月9日(木) 13時30分～15時30分 7月18日(土) 9時30分～11時30分	町公民館	パソコン初心者対象の相談室	パソコンサロン会員	町公民館 ☎(57)4177
交通事故巡回相談	毎月第2・第4火曜日 10時～11時20分 13時～14時20分	小山市役所 市民相談室 (市役所地下)	交通事故での損害賠償や示談交渉など	交通事故相談員	県民プラザ ☎028(623)2188
不動産無料相談	毎月23日(土日祝に重なる場合はその前日) 13時30分～16時30分 (要予約)	(公社) 栃木県宅地建物取引業協会県南支部 (栃木市大宮町 2617-15)	土地・建物など不動産取引に関する相談	(公社) 宅地建物取引業協会の相談員	(公社) 栃木県宅地建物取引業協会県南支部 ☎0282(27)9088

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、掲載している事業は、中止または日程が変更となる場合がありますので、開催予定について各問合せ先へ事前にご確認くださいませうお願いいたします。

名 称	日 時	場所等	内容・対象	相談員	問い合わせ先
人権・行政 合同相談	7月8日(水) 9時～12時 【受付は 11:30 まで】	ひまわり館 (町総合サポートセンター)	・人権に関する相談 ・行政の仕事に関する意見、要望、相談	人権擁護委員 行政相談委員	生活環境課 ☎(57)4132
みんなの 人権110番	平日 8時30分～17時15分	電話相談 ☎0570(003)110	人権問題についての相談 (差別や虐待、パワハラ、嫌がらせ、いじめなど)	相談員	宇都宮地方法務局 ☎0570(003)110
女性の人権 ホットライン	平日 8時30分～17時15分	電話相談 ☎0570(070)810 (全国共通)	夫・パートナーからの暴力やストーカー行為、女性に対する差別など、女性をめぐる様々な相談	相談員	宇都宮地方法務局 ☎0570(003)110
子どもの人権 110番	平日 8時30分～17時15分	電話相談 ☎0120(007)110 (全国共通)	いじめや体罰、虐待など、子どもの人権問題に関する相談	相談員	宇都宮地方法務局 ☎0570(003)110
DV相談	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	町生活環境課	配偶者・パートナーからの身体的、精神的、性的などの暴力に対する相談	町職員	生活環境課 ☎(57)4132
児童虐待相談	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	こども教育課 ☎0280(57)4138	児童虐待についての相談・通告	町職員 相談員	こども教育課 ☎(57)4138
	24時間いつでも	(休日・夜間) 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 (いちはやく)			
行政書士専門 相談	7月22日(水) 10時～12時	ホープ館 (町老人福祉センター)	相続や遺言、農地転用、開発行為など ・予約制 ・随時受付 (先着4名)	行政書士	行政書士会小山支部 ☎0285(45)0297
法 律 (弁 護 士) 相 談	7月16日(木)要予約 10時～12時 【8月の開催日】 8月20日(木)10時～12時 (7月17日(金)～予約受付)	ホープ館 (町老人福祉センター)	財産・扶養・土地・金銭 貸借・賠償・離婚などの問題に関する相談 ・原則年度内に2回まで	弁護士	町社会福祉協議会 ☎(57)3100
法テラス栃木	平日 9時～21時 土曜 9時～17時	法テラス栃木 (サポートダイヤル) ☎0570-078374	法的な困りごと	相談員	法テラス栃木 ☎050(3383)5395
栃木県司法書 士会総合相談 センター	【小山会場】 毎月第3土曜日(要予約) 10時～15時 【電話相談】 毎週土曜日 10時～15時	【小山会場】 小山商工会議所 1階談話室 【電話相談】 ☎028(651)5008	不動産関係、会社 関連、裁判所手続 関連、成年後見関 連の相談、供託、 消費者金融会社等 の借金整理	司法書士	司法書士会 ☎028(614)1122
行政書士電話 相談センター	月～金曜日(祝日を除く) 9時～17時	電話相談 ☎028(638)0919	成年後見・相続・遺 言・契約書・許認可	行政書士	行政書士会 ☎028(635)1411
消費生活相談	月～金曜日 9時～12時 13時～16時	町産業課内 消費生活センター	契約や取引に関する消費者トラブル	相談員	町消費生活センター ☎(23)1333
借金で悩んで いませんか	平日 8時30分～12時 13時～17時	電話または面談 ☎028(633)6294	専門の相談員が丁寧 にお話を伺います	相談員	財務省関東財務局 宇都宮財務事務所 ☎028(633)6294

7月～8月は町税徴収強化月間です

税金は期限内に納めましょう

納税の公平と税収の確保を図るため、7月～8月を「町税徴収強化月間」として、徴収強化を実施しています。

○一人ひとりが町を支える

皆様が納めた税金により、町の行政サービスが支えられています。納税しない方が増えると生活に必要な様々な事業が行えなくなります。

○納期限内に納付を!!

町税等を納期限内に納めていない方には、督促状や催告書などで納付をお願いしておりますが、それでも納めていただけない場合には、やむを得ず財産調査を行います。そして、預貯金、給与、生命保険、不動産などの差し押さえの滞納処分をすることになりますので、皆様の自主的な納税をお願いします。

○町では、税収確保に向け、次の取り組みを行っております

【納税相談】

町税などを納期限内に納めることが難しい方の相談を受け付けています。

【納税催告】

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書などの送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

【財産調査】

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社などに対し調査を行います。

【勤務先調査】

滞納者の勤務先に対し給与の調査を行います。

【差押処分】

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取り立てを行います。

問税務課 ☎ (57)4124



関東どまんなかサミット情報休載のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、6月号に引き続き「関東どまんなかサミット情報」は休載いたします。再開時期については、今後の状況を踏まえ決定します。

野木町煉瓦窯を未来に残すために、寄附金・募金を受け付けています

【ご協力いただいた寄附金・募金（5月末現在）】

寄附金 11,048,504円
 (内ふるさと納税5,217,000円)
 募金 1,331,386円
 今までの累計 12,379,890円

野木町煉瓦窯・ホフマン館の状況（5月末現在）

野木町煉瓦窯累計見学者数 70,347人
 野木ホフマン館累計来館者数 228,135人

問野木ホフマン館☎(33)6667

町内の交通事故			町内の犯罪発生件数			町内の救急出動		
5月累計	件数	3	5月累計	空き巣	2	5月累計	出場件数	68
	死者	0		自動車盗	0		搬送人員	64
	傷者	3		車上ねらい	1			2元年度累計(前年度比)
2年累計(前年比)	件数(増減)	11 (-7)	2年累計(前年比)	空き巣(増減)	4 (1)	搬送人員(増減)		
	死者(増減)	0 (-2)		自動車盗(増減)	0 (-1)			
	傷者(増減)	11 (-7)		車上ねらい(増減)	3 (-1)			
				自転車盗	0			
				自転車盗(増減)	4 (-2)			

不審者情報、事故発生場所ホームページ

→ http://www.machi-info.jp/machikado/police_pref_tochigi/app/app_accident.html

特別定額給付金の申請はお済みですか？

住民の皆様お一人あたり、10万円の給付金です。

誰に？

令和2年4月27日現在で野木町の住民基本台帳に記録されている方

いつまで？

令和2年8月15日（土）まで

※郵送申請は当日消印有効です。

どうやって申し込む？

郵送申請

申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに役場にご返送ください。

オンライン申請

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルサイトからオンラインで申請できます。

●世帯ごとに、記入いただいた口座に振り込みます。

申請からどれくらいで給付されますか？

オンラインでの申請完了または申請書のご返信が完了してから、**7日～10日程度**でご指定いただいた金融機関口座へ振込みいたします。

なお、申請書の記載内容や添付いただく確認書類に不備などがありますと、振込みまでに一定期間いただく場合がございます。

申請書以外に準備すべき書類はありますか？

申請方式により、以下の書類が必要となります。

郵送方式

①本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し など

②振込先口座確認書類

金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し

オンライン申請方式

②振込先口座確認書類

※マイナンバーカードを持っている方は、電子署名により本人確認を実施するので、①本人確認書類は不要です。

野木町役場 総合政策部
政策課 政策係
特別定額給付金相談窓口

57-4229

(土・日曜日・祝日を除く8:30～17:00)
※繋がりにくい場合がございます。



野木町

— 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援 —

助成・補助

雇用調整助成金(コロナ特例)

内容…感染症の影響により一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当、賃金等の一部を助成

対象…要件を満たす事業所

問ハローワーク小山 ☎0285(22)1524 栃木労働局 ☎028(610)3557

小学校休業等対応助成金・支援

内容…小学校休業に伴い、子の面倒を見るため休暇を取らざるを得ない従業員に対し有給の取り扱いをした事業者に対し、1日あたり8,330円を上限に助成

対象…要件を満たす事業者

問学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120(60)3999

小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)

内容…商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用の3分の2を補助(補助上限額100万円)

対象…小規模事業者等

問【申請】野木町商工会 ☎(55)2233 【証明書発行】産業課 ☎(57)4153

栃木県地域企業再起支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策支援補助金)

内容…事業継続・再起に向けた取組に要する経費の一部を補助

対象…栃木県内に事業所を有する中小企業者(商工業者)

問新型コロナウイルス感染症対策支援補助金受付センター ☎028(637)1601

新型コロナウイルス感染症に伴う野木町中小企業振興資金融資利子補給費補助金

内容…感染症の影響により業績が悪化した中小企業に対し、町が実施する融資制度を利用する場合に、その利子を3年間全額補給

対象…直近1か月の売上高等が前年同月に比べて10%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期間に比して10%以上減少することが見込まれる企業

※詳細は各金融機関(足利銀行野木支店、栃木銀行野木支店、足利小山信用金庫野木支店、常陽銀行古河支店)へ

新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金

内容…栃木県が感染症により影響を受けた中小企業の資金繰りを支援(保証料の全部又は一部を補給、3年間の利子全額を補給)

対象…セーフティーネット4号・5号及び危機関連保証の認定を受けた中小企業

問栃木県経営支援課 ☎028(623)3181

持続化給付金

内容…感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対し、給付金を支給

対象…要件を満たす法人、個人事業者

問持続化給付金事業コールセンター ☎0120(115)570

野木町商工会 ☎(55)2233

野木町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

内容…栃木県の要請に応じて休業した施設を有する事業者に対し、県が支給する協力金に加算する形で町独自の協力金を支給

対象…栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給を受け、かつ町内に本社又は本店を有する事業者

問産業課 ☎(57)4153

セーフティーネット(4号・5号)保証または危機関連保証

内容…【4号】信用保証協会が融資額の100%を保証【5号】信用保証協会が融資額の80%を保証【危機関連】信用保証協会が融資額の100%を保証

対象…【4号】前年比20%～売上減【5号】前年比5%～売上減【危機関連】前年比15%～売上減

問金融機関または産業課 ☎(57)4153

固定資産税の軽減措置

内容…①償却資産および事業用家屋に係る令和3年度固定資産税の軽減

②生産性革命の実現に向けた事業用資産に係る固定資産税の特例措置の拡充

対象…感染症の影響で令和2年2月～10月までの任意の連続した3か月間の売上高が30%以上減少した中小事業者

先端設備等導入計画の認定を受け、新たに投資した中小企業や小規模事業者

問税務課 ☎(57)4123

事業所対象

融資

給付

保証

軽減

個人・世帯対象	給付	子育て世帯への臨時特別給付金 内容…対象児童1人につき1万円支給 対象…令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当受給者 問住民課 ☎(57)4141	
		野木町児童扶養手当臨時特別給付金 内容…受給者1人につき1万円支給 対象…令和2年3月分の児童扶養手当受給者(その他支給要件あり) 問住民課 ☎(57)4141	
		ひとり親世帯臨時特別給付金 内容…児童扶養手当受給世帯等への給付(申請等の詳細が決まり次第、追ってお知らせします) 対象…令和2年6月分の児童扶養手当受給者(その他支給要件あり) 問住民課 ☎(57)4141	
		傷病手当金(国民健康保険、後期高齢者医療保険) 内容…感染または感染疑いにより労務に服することができなかった期間の傷病手当を支給 対象…支給要件に該当する方 問住民課 ☎(57)4136	
個人・世帯対象	貸付	生活福祉資金貸付制度 内容…休業・失業に伴う生活資金の緊急小口資金等の特例貸付 対象…感染症の影響で休業・失業し、生活資金に悩んでいる方 問栃木県社会福祉協議会 ☎028(622)0524	
		延長	要介護・要支援認定の有効期間延長 内容…現認定の有効期間を12か月延長 対象…更新申請の方で、要件に該当する方 問健康福祉課 ☎(57)4173
			自立支援医療受給者証(精神通院)有効期間延長 内容…令和3年2月28日までに満了する方は、継続申請の手続きをすることなく、現在の有効期間を1年間延長 対象…自立支援医療受給者証(精神通院)を所持する方 問健康福祉課 ☎(57)4196
個人・世帯対象	猶予	精神障害者保健福祉手帳に係る診断書提出猶予 内容…令和3年2月28日までに満了する方は、診断書の提出が1年間猶予 対象…精神障害者保健福祉手帳を所持する方 問健康福祉課 ☎(57)4196	
		国民年金保険料免除 内容…感染症の影響による減収を事由とする保険料の免除 対象…令和2年2月以降に収入が減少し所得見込額が免除基準に該当することが見込まれる方 問住民課 ☎(57)4141	
共通	猶予	納税徴収猶予「特例制度」 内容…1年間の町税徴収猶予(令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来するもの) 対象…感染症の影響で令和2年2月以降の収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少し、一時に納付・納入が困難な個人・事業所 問税務課 ☎(57)4124	
		水道料金・下水道使用料等の支払い猶予 内容…最長4か月の支払い猶予(応相談) 対象…感染症の影響で収入が減少している個人・事業所 問上下水道課 ☎(57)4146	
	減免	水道料金の減免 内容…基本料金の70%を4か月減免(令和2年6月～9月使用分) 対象…町給水区域の全世帯・全事業所 問上下水道課 ☎(57)4251	

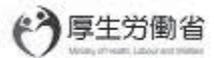
この今も闘っている 医療現場のためにも。



STOP!

感染拡大

— COVID-19 —



広報連絡委員レポート №.410

野木町三丁目



広報連絡委員
松本 圭司

皆さん、野木町三丁目って何処のことかわかりますか。その昔、野木宿内は一丁目、二丁目、三丁目と呼び分けられていました。

明治22年に今の野木町の前身である野木村が誕生しました。その時から野木村大字野木となり、それまで使われていた三丁目という名称は事実上使われなくなりました。

しかし、定期乗合バスが日光街道をまだ走っていた昭和40年にはその停留所名として三丁目という名称が使われていました。

三丁目は野木宿の一番北にあり、観音様と呼び親しまれている観音堂があります。

写真は、文化12年、今から205年前に建てられた「普門品供養塔」に刻まれている文字です。

三丁目という呼び方は今は使われていないのでしょうか。実は、今でも使われているイベント(祭り)があります。

野木神社の冬の風物詩である、

「帰社祭」でおなじみの「提灯もみ」の提灯には、三丁目の文字が書かれています。

この行事の歴史は古く、鎌倉時代初期の建仁年間に始まったと言われており、江戸時代にも盛大に行われていたようです。その名残が今につながっていて、これからも三丁目の名称は次の世代へと引き継がれてゆく事でしょう。

野木町三丁目とあつち町バス停のありかたのあす (昭和40年9月18日 7時)

丁目	一丁目	二丁目	三丁目	あつち町	あつち町	あつち町	あつち町	あつち町	あつち町
乗車人数	3	0	10	11	3	14	7	1	0
降車人数	3	2	3	3	14	3	18	1	13





今後の感染拡大にそなえた過ごし方

◆運動をする時は「密閉・密集・密接」の3つの密のうち、1つでも該当しないようにする

・座っている時間を減らす

立ったり、歩いたりする時間を増やすことも重要です。テレビを見ながら足踏みしてみるなど体を動かしましょう。



・筋肉を維持する。関節も固くならないように気を付ける

自宅でできるラジオ体操やスクワットなどを行いましょう。

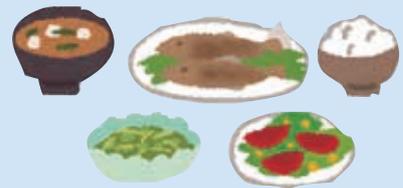
・日の当たるところでウォーキングなどの運動を心掛ける

天気良ければ、屋外など解放された場所で体を動かしましょう。

◆しっかり、バランス良く食べる。こまめに水分補給する

・1日3食、主食・主菜・副菜のそろったバランスの良い食事をし、規則正しい生活を心掛ける

※食事の制限をうけている方はかかりつけ医の指示に従ってください。



◆お口を清潔に保つ。しっかり噛んでお口周りの筋肉を保つ



・毎食後、寝る前に歯を磨く。義歯の清掃も大切です。

・お口周りの筋肉を保つために、1日3食しっかり噛んで食べる。

一人で歌の練習をする、早口言葉を使うなども有効です。

◆心身の健康を保つために、人との交流や助け合いが大切です

・電話や手紙、メールなどを活用し交流する

家族や友人、近くにいる方と互いに支え合い、意識して交流しましょう。



トピックス ～町の話～

不織布マスク・布マスクのご寄附をいただきました

マスクの購入が困難な時期に、大変ありがとうございます。温かいご支援をいただきました皆様を紹介いたします。



▲銅市金属工業（株）様
不織布マスク3,000枚



▲野木町更正保護女性会 様
布マスク60枚
ほっとステーション 様
布マスク128枚



▲野木町シルバー人材センター 様
不織布マスク30枚
布マスク95枚
野木町社会福祉ボランティア
連絡協議会 様
布マスク180枚



▲小山広域廃棄物処理協同組合 様
不織布マスク3,000枚



▲五月女総合プロダクト（株）様
不織布マスク5,000枚



▲互福衣料（株）様
不織布マスク3,000枚

(令和2年5月20日現在)

配布先	種類	配布枚数
町内医療機関、高齢者施設、障がい者施設 等	一般用	8,340
学校、学童保育室、児童施設 等	一般用	1,950
	布マスク	368
妊婦の方へ	一般用	220

その他、個人の方からもご寄附いただきました。

野木町では、ご寄附および提供を受けたマスクを医療機関や高齢者施設、社会福祉施設、学校・児童施設等へ感染拡大防止のため、配布しました。

問健康福祉課 ☎(57)4171

トピックス ～町の話～

ご寄附をいただきました 株式会社 TKC 様

4月30日に株式会社 TKC 様より現金100万円のご寄附をいただきました。

新型コロナウイルス対策に有効活用させていただきます。大変ありがとうございました。

問政策課 ☎(57)4116



古布のごみ出しをお控えください

「古布」は、主に海外へ輸出しリユース・リサイクルされていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、輸出や海外の工場の稼働が停止しており、リサイクルが滞っています。

このことから、町民の皆様には古布のごみ出しを控えていただきますようご協力をお願いします。

問生活環境課 ☎(57)4246

町の情報や話題を発信中です！



野木町公式ツイッター



野木町公式フェイスブック



野木町公式ホームページ



のぎ子通信

赤羽 みちえ



※左様のぎる月号に詳細が発表されるようです!!



日常生活を営む上での新しい生活様式



手洗い

咳エチケット

換気



密閉回避

密集回避

密接回避

- ◆まめに手洗い・手指消毒
- ◆咳エチケットの徹底
- ◆こまめに換気
- ◆「3密」の回避（密閉、密集、密接）
- ◆身体的距離の確保
- ◆毎朝体温測定、健康チェック
- ◆発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

野木思い出写真館



1985年(昭和60年)4月、野木町丸林に初の大型スーパー「カスミ」がオープンしました。
 以来16年間多くの町民の生活を支え、2002年(平成14年)に惜しまれつつ閉店しました。
 写真が撮られた時期は不明ですが現在その跡地は美しい住宅地になっています。

野木の思い出写真大募集

問 野木歴史文化伝承会 ☎0280(57)0690 担当:松本

わが家のアイドル



黒田 悠翔くん(1歳0ヶ月)

ゆうとがうまれて“1ねん”たったね。
 ははとまは、これからもあーっといっしょだよ。
 ゆっくりあおきくなっね。

広報のぎにお子さんの写真を載せてみませんか

対象：町内在住で未就学児のお子さん
 窓口または町ホームページの応募フォームより応募ください。



問 総務課 ☎(57)4134 ✉ soumu@town.nogi.lg.jp

町の人口 令和2年6月1日現在 ※直近の国勢調査結果を基に、住民基本台帳の増減数により算出しています

◇人口 男 12,429人 女 12,547人 計 24,976人 ◇世帯数 10,147